〇愛知大学人文社会学研究所選挙管理規程

2017 年 4 月 27 日

制定

（目的）

第 1 条　本規程は、愛知大学人文社会学研究所（以下「研究所」という。）の所長および運営委員の選出にかかわる手続きを定める。

（選挙管理委員会）

第 2 条　所長および運営委員選挙は、研究所の選挙管理委員会が実施する。

2　選挙管理委員会は、運営委員から選出された 2 名以上によって構成される。

3　選挙管理委員は、運営委員会において選出する。

4　選挙管理委員長（1 名）は、選挙管理委員会において選出する。

5　選挙管理委員会は、所長および運営委員の任期満了 3 か月前を目安に発足する。ただし、補欠選挙や再選挙の場合はこの限りでない。

6　選挙結果の開示後、選挙管理委員会は解散する。

（選挙の実施期間）

第 3 条　選挙管理委員会は、発足後 1 か月以内に選挙の告示を行う。

2　投票期間は告示日から 1 か月間とする。ただし、補欠選挙や再選挙の場合はこれを短縮できる。

（被選挙人）

第 4 条　所長および運営委員選挙の被選挙人は、いずれも、翌年度国内･海外研修者、当該年度末退職予定者、および嘱託助教を除く、すべての所員とする。

（選挙人）

第 5 条　所長および運営委員選挙の選挙人は、いずれも、告示時点における海外研修者を除くすべての所員とする。

（投票）

第 6 条　投票方法は、選挙管理委員会が決定し、その運営にあたる。ただし、投票方法は次の条件が満たされたものでなければならない。

(1)無記名投票であること。

(2)選挙人全員が必ず選挙期間内に投票できる方式であること。

(3)投票用紙等は厳封され、開票日まで何人も見ることができない管理体制がとられること。

2　所長選挙において選挙人が投票できる被選挙人は、1 名のみとする。

3　運営委員選挙において選挙人が投票できる被選挙人は、改選人数までとする。

（開票）

第 7 条　開票作業は、投票期間の終了後 2 日以内に選挙管理委員会が行う。

2　開票作業は、1 名以上の開票立会人の立会いのもとで行う。

3　開票立会人は、選挙管理委員会が所員のなかから委嘱する。ただし、所長ならびに運営委員は開票立会人になることはできない。

（選挙の成立）

第 8 条　選挙は、投票率の如何に関わらず成立する。ただし、次のいずれかに該当する場合、選挙は無効となる。

（1）投票総数が 0 であった場合。

（2）投票総数のすべてが白票または無効票であった場合。

（3）明白な不正投票が確認された場合。

（4）投じられた票が紛失された場合。

2　選挙が無効となった場合、選挙管理委員会は速やかに再選挙を実施しなければならない。

（当選基準）

第 9 条　所長選挙の当選者は、得票数の最も多い者とし、決選投票は行わない。

2　得票数が等しい場合は、勤務年数の長い者を当選とする。勤務年数が等しい場合は、年長者を当選とする。

第 10 条　運営委員選挙の当選者は、得票数の上位から改選人数までとする。

3　最下位当選者と同数の票を得た者が複数名いる場合、勤務年数の長い者を当選とする。勤務年数が等しい場合は、年長者を当選とする。

4　所長選挙の当選者が運営委員選挙においても当選に該当する数の票を得た場合、所長選挙の結果を優先し、運営委員選挙においては次点の得票者を繰り上げ当選とする。

（結果の開示）

第 11 条　選挙管理委員会は、開票後速やかに、研究所構成員に選挙結果を開示する。

2　選挙結果の開示は、開票立会人によって署名捺印のなされた文書でもって行う。

（当選辞退）

第 12 条　告示時点において次に該当する被選挙人は、所長ならびに運営委員の当選を辞退することができる。

（1）学内理事。

（2）産休･育休･病休中の者、またはその予定がある者。

（3）所長選挙においては、学内の他の研究所の所長。

（4）運営委員選挙においては、学内の他の研究所の所長もしくは運営委員。

（5）本学着任後 1 年未満の者。

（6）延べ 10 年以上研究所所長を経験した者。

（7）その他、所長ならびに運営委員の職務が果たせない十分な事情があり、運営委員会で認められた者。

2　辞退の申し出があった場合、選挙管理委員会は速やかに運営委員会を招集し、運営委員会にてこれを審議する。

（所長･運営委員の委嘱）

第 13 条　選挙管理委員会は、愛知大学人文社会科学研究所規程第 6 条第 2 項および第 15 条に基づき、速やかに当選者の委嘱手続を求める。

（規程の改廃）

第 14 条　本規程の改廃は、所員会議の議決による。

2　前項に規定する所員会議の議決には、所員会議出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則（制定）

2017 年度所員会議において承認。

この規程は、2017 年 4 月 27 日から施行する。